

練馬区立旭丘小学校PTA規約

第1章 名称および事務所

- 第1条 この会は、練馬区旭丘小学校PTAという。
PTA発足日 昭和23年6月19日
- 第2条 この会は、事務所を旭丘小学校におく。
所在地 東京都練馬区旭丘2丁目21番1号

第2章 目的および活動

- 第3条 この会は、父母と教員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第4条 この会は、前条の目的を遂げるために、次の活動をする。
- 1、 良い父母、教員になるようにつとめる。
 - 2、 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活を補導する。
 - 3、 児童の生活環境をよくする。
 - 4、 その他、この会の目的を達成するため必要な活動をする。

第3章 方針

- 第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。
- 1、 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体、および機関と協力する。
 - 2、 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、専ら営利を目的とするような行為は行わない。
 - 3、 この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
 - 4、 学校の人事その他管理に干渉することはできない。

第4章 会員

- 第6条 この会員となることのできる者は、次の通りである。
- 1、 旭丘小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者。
 - 2、 旭丘小学校の校長および教員。
 - 3、 この会へは自由意志で入会し、また退会できる。
(1)この会の入会希望者は、原則として入会届を提出することにより入会することができる。
(2)この会の退会希望者は、原則として退会届を提出することにより退会することができる。但し、子の卒業や転校または勤務校の移動によって会員資格を失うものは退会届の提出は必要なく、会員資格の消滅をもって退会とする。

- 第7条 この会の会員は、会費を納めるものとする。
- 1、 会費は一家庭を単位として月額とする。ただし、前年度3月総会でこれを決める。
 - 2、 特別の事情のある時は、会費の免除をすることができる。

- 3、 原則として、一旦納入された会費は申し出がない限り返金しない。
- 第8条 会員はすべて、平等の権利と義務を有する。

第5章 経理

- 第9条 この会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入によって支弁される。
- 第10条 この会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第11条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第12条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 役員

- 第13条 この会の役員は次の通りである。
- 1、 会長1名、副会長3名(父母2・教員1)、庶務3名(父母2・教員1)、会計3名(父母2・教員1)。
 - 2、 役員は他の役員、会計監査委員を兼ねることができない。
 - 3、 年度により特別な事情がある場合は役員の増員ができる。
- 第14条 役員は、推薦委員会において選出され、3月総会の承認を経て決定される。
- 第15条 役員任期
- 1、 同一職種について1年とし、再任をさまたげない。
 - 2、 教員は、前項の適用はうけない。
- 第16条 役員就任の時期は、4月1日とする。
- 第17条 会長は、次の職務を行う。
- 1、 総会、委員総会および運営委員会を招集し、会議の議長となる。
 - 2、 会長は、会計監査の集会を除くすべての集会に出席して、意見を述べることができる。
- 第18条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。また、運営委員会などの司会にあたる。
- 第19条 庶務は、次の職務を行う。
- 1、 総会、委員総会および運営委員会の議事ならびに、この会の活動に関する重要事項の記録をする。
 - 2、 記録、通信、その他の書類を保管する。
 - 3、 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。
- 第20条 会計は次の職務を行う。
- 1、 総会が決定した予算に基づいて、すべての会計事務を処理する。
 - 2、 総会において決算報告をする。
 - 3、 この会の財産を管理する。
 - 4、 予算の立案に協力する。
- 第21条 役員に欠員が生じたときは、その残任期間中は他の役員が代行する。ただし必要のあるときは、運営委員会で後任を決めることができる。

第7章 顧問

第22条 この会に顧問をおくことができる。
顧問の依頼は運営委員会が行う。

第8章 会計監査委員

第23条 この会の経理を監査するために3名会計監査委員をおく。
第24条 会計監査委員は、第14条に準じて選任する。
第25条 会計監査委員は、必要に応じ、随時、会計監査を行うことができる。
第26条 会計監査員の任期は1年とする。
第27条 会計監査員の就任の時期は、4月1日とする。

第9章 総会

第28条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
第29条 総会
1、 定期総会および臨時総会とする。
2、 定期総会は5月および3月に開催する。臨時総会は運営委員会が必要と認めるとき、または、会員の10分の1以上の要求があったとき開催する。
3、 総会は対面形式における会議の他、書面、電磁的方法、オンライン会議システム等の方法により、会員が議決権を行使できるものとする。
4、 総会は会員の過半数の出席(委任状・議決権行使書・電子投票による出席を含む)によって成立する。
第30条 総会の議事は、出席者の過半数で決定する。
1、 総会の議事は、出席者または議決権行使書および委任状の提出者の過半数をもって決定する。
2、 議決権は、1 家庭および教職員1人につき 1票とする。

第10章 運営委員会

第31条 運営委員会は、役員、校長、常置委員会委員長・副委員長および、学年代表委員をもって構成される。
第32条 運営委員会は、各機関の意見を総合調整して年間計画を立て、総会に提出する議案を調整する。
第33条 運営委員会は、当年度の予算案の編成にあたる。
第34条 運営委員会は、この会と同じ目的をもつほかの団体、または機関と連絡して互いに協力し、近隣のPTAおよびPTA連合会と連絡して意思の疎通をはかる。
第35条 運営委員会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

第11章 学級・学年委員会

第36条 各学年の委員数は6名とする。但し変更の必要性が生じた場合には運営委員会において決議する。
第37条 学級委員は、児童の学習・生活指導などにつ

いて協力し会ならびに、学級PTAの組織運営活動の円滑化を図るために、学級委員会を随時に開く。

第38条 学級委員は学年・広報・校外補導の各委員会の委員を分担する。

第39条 学年委員は、学級の代表として、各学級内を取りまとめるとともに、学年PTAの活動を推進するために学年委員会を随時開く。

第40条 学年委員は、互選により学年代表を選出する。

第41条 各学級担任は、各学級、学年委員会に所属する。

第12章 常置委員会

第42条 この会の活動に必要な事項を円滑に進めるために、次の常置委員会を置く。

- 1、 広報委員会
- 2、 校外補導委員会

第43条 各委員会は、児童の保健衛生・生活環境などの向上について協力し、あわせて会員相互の教養の向上につとめる。

第44条 広報委員会は、この会の趣旨を徹底し、会員相互の連絡と親睦をはかり、会員および地域社会に対し、情報の伝達、意見の交換をつとめる。

第45条 校外補導委員会は、児童の家庭生活、社会生活ならびに児童相互の自主的集団生活を補導し、交通安全に協力する。

第46条 特別な事項について、必要があるときは、臨時に委員会を設けることができる。

第47条 教員はすべて委員とし、各委員会の何れかに所属する。

第13章 委員総会

第48条 委員総会は、委員および役員をもって組織し、次の事を行うことができる。

- 1、 各委員会の委員長、副委員長を選出する。
- 2、 臨時委員会を設置する。
- 3、 細則を制定し改廃する。
- 4、 総会につぐ重要事項を議決する。

第14章 個人情報の保護

第49条 この会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、別途定める「個人情報取扱規程」に基づき、適正に運用するものとする。

第15章 細則

第50条 この会の運営に関し、必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、総会の議決を経て制定・改廃できる。

第16章 改正

第51条 この規約は、出席者または議決権行使書および委任状の提出者の3分の2以上の賛成がなければ、改正することができない。ただし、改正案は総会の少なくとも5日前に知らせておかなければならない。

この規約は、令和5年4月1日から施行される。

第6章 お手伝い制度

細 則

第15条 PTAおよび学校行事に協力するお手伝い班をおく。お手伝い班の職務および人数については、運営委員会またはPTA総会において、これを定める。ただし、学級の児童数が25名未満の場合は、人数に関し、特に配慮する。

この細則は、令和5年4月1日から実施する。

平成4年12月 5日	一部改正
平成 9年5月12日	一部改正
平成17年3月 8日	一部改正
平成18年3月15日	一部追記
平成20年3月11日	一部改正・追記
平成20年5月 1日	一部改正・追記
平成21年3月13日	一部改正・削除
平成22年3月 9日	一部追記
平成26年3月11日	一部改正
平成31年3月11日	一部改正
令和 4年3月14日	一部改正・追記
令和 5年3月 1日	一部追記

第1章 推薦委員会

- 第1条 推薦委員会は、役員および会計監査委員候補者を選出する。
- 第2条 推薦委員会は、原則として校長、副校長、各学級より1名の委員を選出し、委員長は最高学年とする。決定後全会員に知らせる。
- 第3条 推薦委員会で、役員および会計監査委員候補者を挙げ、総会の5日前までに、全会員に知らせる。
- 第4条 推薦委員の任期は3月総会で、役員および会計監査委員が承認決定されるまでとする。
- 第5条
- 1、 推薦委員は、次年度の役員および会計監査委員になることができない。
 - 2、 教員は、前項の適用を受けない。

第2章 総 会

- 第6条 ◎5月総会は次のことを行う。
- 1、 経過報告。
 - 2、 決算の報告、承認。
 - 3、 事業計画および予算の審議決定。
 - 4、 その他必要事項。
- ◎3月総会は次のことを行う。
- 1、 役員および会計監査委員の承認。
 - 2、 次年度の会費決定。
 - 3、 その他必要事項。

第3章 委 員

- 第7条 委員の任期は1年とし再任をさまたげない。
- 第8条 委員の選出は、所属学級全会員の互選による。
- 第9条 委員就任の時期は、4月1日とする。

第4章 常置委員会

- 第10条 各委員会に、委員長1名、副委員長2名(父母1・教員1)をおく。
- 第11条 委員長および副委員長は、それぞれの委員会において互選する。ただし教員は除く。学校行事のお手伝いは、各学年のお手伝いの方と役員とで運営する。

第5章 弔 慰

- 第12条 会員・児童死亡の際は、弔慰金を送る。その額は、年度始めの運営委員会で決める。
- 第13条 会員・児童が災害をうけたときは、見舞金を送ることができる。その額は、年度始めの運営委員会で決める。
- 第14条 ただし、事情によりPTA会長及び学校長が協議の上、弔慰金・見舞金を送ることができる。その場合、翌運営委員会にて、報告・承認を受けなければならない。